



やりがいのある仕事が  
たくさんあります！



# 関東管区 行政評価局

# 目次

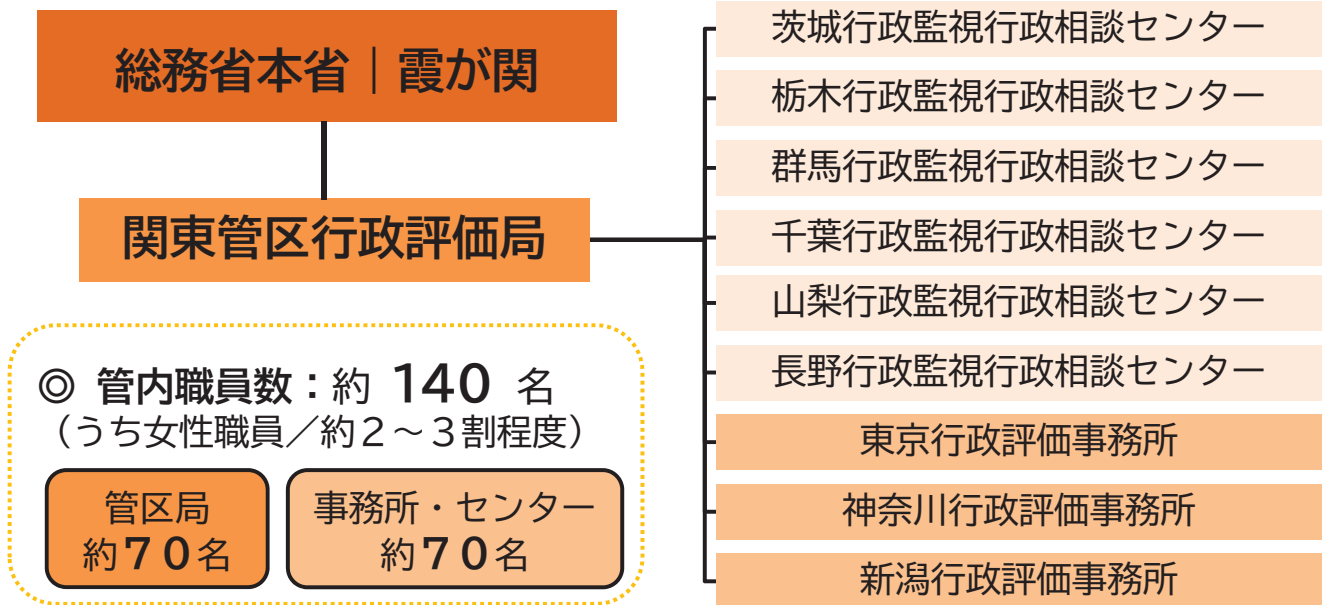
関東管区行政評価局について	1
行政運営改善調査について①	2
行政運営改善調査について②	3
行政運営改善調査について③	4
行政相談について①	6
行政相談について②	7
行政相談について③	8
行政相談について④	9
関東管区行政評価局での働き方	10
採用に関するQ&A	12
参考資料	14



# 関東管区行政評価局について

関東管区行政評価局は、埼玉県さいたま市に所在している、関東甲信越（1都9県）を管轄区域とする総務省の地方支分部局（ブロック機関）です。

また、管内の各都県庁所在地に、行政評価事務所又は行政監視行政相談センターが置かれており、都県単位組織として、地域における国の行政の実態把握や改善を目的として業務を実施しています。



## ○ 行政評価局とは？

行政評価局では、国民に信頼される質の高い行政を実現するために、担当行政機関とは異なる立場から、「各府省の行政運営の改善に関する調査（行政運営改善調査）」、「政策評価の推進」及び「行政相談」を実施しています。

地方支分部局である当局は、下記の図の「各府省の行政運営の改善に関する調査」と「行政相談」を実施しています。

### 【 行政評価局の3つの機能 】

各府省の行政運営の改善に関する調査



各府省の業務の実施状況等を実地に調査し、改善が必要な事項について勧告等を行います。

政策評価の推進



政策評価制度の基本的な事項の企画立案、各府省が自ら行う政策評価の点検等を行います。

行政相談



行政に関する苦情や意見・要望を幅広く受け付け、問題解決を促進します。

# 行政運営改善調査について ①

行政評価局が、各府省の業務などを担当府省とは異なる立場からCheck！（実地調査）



## 全国計画調査

総務省行政評価局が、調査計画等を立案し、管区行政評価局・行政評価事務所を動員して全国的規模で実地に調査を行うことにより、行政運営上の課題などを把握・分析し、改善方策を提示する。

## 地域計画調査

管区行政評価局・行政評価事務所が、地域に密着した行政上の課題について、独自にテーマを設定し、調査計画等を立案の上、実地に調査を行うことで、地域における具体的な改善を図る。

※ 全国計画調査には、複数府省にまたがる政策を評価する「政策の評価」と、各府省の業務の実施状況を把握・分析する「行政評価・監視」があります。

全国計画調査は、以下のプロセスで実施されます。



## 行政運営改善調査について ②

関東管区行政評価局が令和4年度に実施した全国計画調査は、以下のとおりです。

墓地行政に関する実態調査

地域における住民の防災意識の向上（自然災害の伝承活動）に関する実態調査

身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する行政評価・監視

「ごみ屋敷」対策に関する実態調査

医療的ケア児とその家族に対する支援に関する調査

浄化槽行政に関する行政評価・監視

社会的養護に関する調査 -里親委託を中心として-

関東管区行政評価局が近年、実施した地域計画調査は、以下のとおりです。

災害時における訪日外国人旅行者への情報提供等に関する調査

障害のある学生等に対する大学の支援に関する調査  
-発達障害を中心として-

倉庫の安全管理に関する調査 -大規模倉庫を中心として-

マンションの適正な管理の推進等に関する調査

災害時における情報通信の確保に関する調査  
-市町村防災行政無線を中心として-

農業用排水路の安全管理に関する調査（行政相談契機）  
-転落事故の防止対策を中心として-

スマートインターチェンジの利便性及び安全性の向上に関する調査（行政相談契機）

高齢者の身元保証に関する調査（行政相談契機）  
-入院、入所の支援事例を中心として-



# 行政運営改善調査について ③

地域計画調査の結果は、結果報告書に取りまとめるとともに、概要をまとめた「報道資料」を作成して、報道機関に配布したり、記者会見を実施したりします。

## 報道資料の例（一部抜粋）

**災害時における情報通信の確保に関する調査－市町村防災行政無線を中心として－の結果（概要）**

**調査の背景**

- 市町村防災行政無線は、地域住民に対する情報伝達等のための通信手段として重要な役割を果たしている。
- 令和元年西日本豪雨では、台風通過後の停電の長期化により防災行政無線の屋外スピーカーの非常用電源が切れて、市町村防災行政無線（同報系）が使えなかったなど、災害時の情報通信に関する課題が多数報道。
- この調査は、災害時における市町村から住民等への情報伝達手段を確保する観点から、防災行政無線設備の整備状況、国による支援の状況等の実態を把握するもの。

**調査対象**

- 各実施主体や実施主体に、住民は、防災行政無線（屋外スピーカー、戸別受信機）等から伝達される情報を基に調査を実施。平成23年時に内閣府が公表している「平成23年度日本大震災における避難行動等に関する調査結果（住民）」によると、避難の呼びかけの入手率は「防災行政無線」が45%。

**調査結果**

**令和元年西日本豪雨の状況**

- 停電が長期化したことから、非常用電源が切れたケースあり
- 総合通信局による通信機器の貸出しの仕組みを知れば、貸出しを受けたとの意見あり。また、貸出しを受けたが使用を断念したケースあり
- 避難した事例や地方公共団体からの意見
- 非常用電源が浸水想定区域内に設置されているケースあり（浸水被害はなし）
- 戸別受信機が聞こえにくい地域があるとの意見あり

**得られた教訓**

- 非常用電源は、できるだけ長時間（72時間超）が望ましい（基準を上回る長時間に積極的に取り組んでいる団体あり）
- 通信機器の貸出しの仕組み自体が認識されていないこと等に課題
- 非常用電源の浸水被害を避ける工夫も望ましい（マニュアル（仮雇員設置）による、高層階に設置している団体あり）
- 戸別受信機の課題への対応も含め、情報伝達手段の多様化については各種支援あり。また、代替手段の整備を進めている団体あり

**調査結果の活用**

- 関東管内の関係機関における今後の取組の参考となるよう、また、災害の地域特性を踏まえた取組も重要であると考えられることから、関東地方非常通信協議会の事務局でもある関東総合通信局に参考通知するとともに、管内の地方公共団体に参考送付
- 併せて、総務省行政評価局を通じて、内閣府（防災担当）、総務省消防庁に参考通知

**農業用排水路の安全管理に関する調査（行政相談契機）－転落事故の防止対策を中心として－**

**調査の概要**

**調査の背景**

**<水路の整備状況>**

- 全国の水路は約40万km以上と推定され、そのうち基幹的水路（注：未精製距離が100m以上の水路）は、571.053km（平成26年度末現在）
- 基幹的水路の7割以上（3716.928km）を土地改良区が管理

表	土地改良区等の数	水路の延長	（単位、km）
合計	4,477	51,092	
関東農政局管内（1都9県）	951	9,625	

**<水路を取り巻く現状>**

- 近年は、いわゆる「部住化」により、水路が住民の生活空間に近接することとなり、地域住民等が水路に転落して死傷する事故も発生
- 水路における全般的な人身事故の発生件数は、平成26年度から30年度までの5年間で496件（死者数は413人）
- 注1）「農業用排水路」とは「農業用排水路（平成30年3月31日現在）」の略称
- 注2）「農業用排水路」とは「農業用排水路（平成30年3月31日現在）」の略称

**調査項目**

- 水路における転落事故等の発生状況（事故の発生状況、被害の状況等）
- 転落事故防止対策の実施状況等（ハード・ソフトウェア対策の実施状況等）
- 賠償責任保険の加入状況（保険の加入状況、保険情報の提供状況）

**<土地改良区アンケート>**

- 主な水路管理者である土地改良区等から、転落事故防止対策の実施状況や実施上の課題等を聴取し、対策の実例を収集するために実施
- （対象）茨城県、埼玉県及び長野県の土地改良区及び関連（計400地区）のうち、水路未管理等を除く366地区（回答数）349地区（回答率 95.4%）

**調査結果（概要）**

- 水路における人身事故の把握方法について、関東農政局に改善要望を通知
- 土地改良区等が実施している転落事故防止対策の事例集を作成、地方公共団体等に配布
- 3県の土地改良区事業団体連合会（県土連）が行っている賠償責任保険に関する相談対応例を上記の事例集に添付

「危険な水路にフェンス等を設置してほしい」「車のない泳道があり、自転車通学の生徒が転落しそう」など

当局が実施した地域計画調査の報道資料や結果報告書等は、ホームページで公表しています。もっと詳しく知りたい方は、<https://www.soumu.go.jp/kanku/kanto/kanto08.html>をご覧ください。

## 地域計画調査の例

報道資料

くらしの中に  
**総務省**  
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications  
令和 4年 3月 29日  
関東管区行政評価局

## 高齢者の身元保証に関する調査（行政相談契機）

－入院、入所の支援事例を中心として－

〔調査結果の公表〕

### ポイント

- 当局では、「身元保証人がいないことを理由に入院を断られた」等の行政相談を契機として、身寄りのない高齢者の病院への入院や介護保険施設への入所の際の身元保証人の取扱いの実態調査を実施
- 調査の結果、病院・施設が身寄りのない高齢者の受入れに関して困っていることや、受入れに当たっての具体的な取組の実態を把握
- 当局は、これらを「結果報告書」にまとめるとともに、「事例集」、「意見要望集」を作成し、今後の検討の参考としてもらうため、市区町村や関係機関等に送付
- 「事例集」は、調査した病院・施設からの「具体的な取組事例を知りたい」とのニーズを踏まえ、病院等に参考送付

調査対象	地方公共団体（埼玉県、東京都、神奈川県、10市区町村） 医療機関（国立大学法人、独立行政法人、公的病院及び民間病院） 介護保険施設 関係団体（県・市区町村社会福祉協議会、有料老人ホーム）
調査実施期間	令和3年10月～4年3月
調査実施部局	関東管区行政評価局、東京及び神奈川県行政評価事務所

本資料及び調査結果報告書は、関東管区行政評価局のホームページに掲載しています。  
<https://www.soumu.go.jp/kanku/kanto/kanto08.html>

【本件照会先】  
総務省関東管区行政評価局 評価監視部第4評価監視官  
只野 裕子（ただのひろこ）  
（電話）048-600-2332  
（FAX）048-600-2337  
（メール）knt13@soumu.go.jp



主な調査結果

1. 身元保証人が用意できない場合の対応

アンケート調査で分かったこと

詳しくは 「結果報告書」第1章を参照

- ❖ 病院・施設の9割以上が、入院・入所の希望者に身元保証人を求めている。
- ❖ 身元保証人がいない場合は・・・？ 複数回答（回答数1,253か所（471病院、782施設））
  - ・「入院・入所させる」を選択した病院・施設は、3.5%（保証金の預託が条件のものも含む。）（31病院、13施設）
  - ・「入院・入所をお断りする」を選択した病院・施設は、15.1%（28病院、161施設）※このうち、12病院・28施設は、他の選択肢も併せて選択し、状況によっては入院・入所させる余地を残している。
  - ・「必要な場面ごとに個別に対応する」を選択した病院・施設は、60.3%（363病院、393施設）
  - ・身元保証人の代わりに、「成年後見制度」や「身元保証会社」の利用を求める旨の回答は、15.6%（39病院、156施設）



病院・施設の見解・要望（意見要望集）

- ・入院・入所時の対応について、マニュアルがあれば欲しい。
- ・支援困難なケースへの対応例を知って参考にしたい。
- ・どのような支援策があるか情報を提供してほしい。

自治体の見解・要望（事例集「9 行政機関における取組」）

- ・他の自治体で実施している内容を知って参考にしたい。
- ・他の団体との連携事例などの情報があると良い。

情報を求める声多数

2. 身元保証の主な機能・役割ごとにみた対応の実態

- ◆ 病院・施設が身元保証人に求める主な機能・役割を、厚生労働省のガイドラインを参考に7項目（注）に分類し、項目ごとに、病院・施設が困っていることや、現場における具体的な取組の実態を把握

⇒ 項目ごとの主な取組事例は、次ページで紹介

（注）ガイドラインの「身元保証の主な機能・役割」は6項目であるが（資料3）、アンケート調査では、これに加えて「医療行為への同意」を挙げる病院・施設が多数 → ガイドラインの6項目に「医療行為への同意」を加え、本人の意思を事前に確認する取組などを調査



3

調査結果の概要

病院・施設が困っていること

当局の調査で把握した取組事例（主なもの）

詳しくは 「結果報告書」第2章「事例集」を参照

1. 緊急連絡先に関すること

- ・意思疎通がとれず、連絡先の情報がとれない。
- ・急変時に備えて行政機関に相談したいが、断られる・・・

- ・ケアマネジャーや生活保護担当者に連絡をとり、本人に関わりがあった人などの情報を集めている例（病院）
- ・地域包括支援センターに相談し、市区町村、民生委員、住民等による会議を開催。緊急時の役割分担をあらかじめ確認・整理している例（施設）

2. 入院計画書、ケアプラン等に関すること

- ・本人の同意がとれない、計画書が本人の希望に添っていないか、どんな治療を望むのか判断できない・・・

- ・市、病院、社会福祉協議会等による身元保証人の代わりとなる“支援チーム”で、入院・入所時に身元保証人に依頼する役割を分担するための確認シートを作成し、支援している例（様式は「事例集」に掲載）（市区町村）
- ・市担当課、知人・友人等の関係者に、情報の提供や入院・入所時の説明同席を依頼している例（病院・施設）

3. 入院・入所中に必要な物品の準備に関すること

- ・病院の備品等を無償で提供、日用品等の準備が大変
- ・購入費用が回収できない・・・

- ・入院セットのレンタルサービスを導入したため、所持金なしで入院しても物品が準備できるようになった例（病院）
- ・代金支払を口座振替にして費用を確実に回収している例（施設）

4. 入院費、入所費に関すること

- ・未収金が回収できない。
- ・意思疎通がとれず、預金等があっても支払困難・・・

- ・保証金を預かり、未収金の防止に効果を上げている例（病院）
- ・年金の受取口座を入所費の支払用口座とすることで、未収リスクを下げている例（施設）

5. 退院・退所支援に関すること

- ・退院後の受入先が決まらず、入院が長期化する。
- ・市区町村の協力が得られにくい・・・

- ・病院と関係機関の役割を記載した手引、チェックシート等を作成している例（様式は「事例集」に掲載）（病院）
- ・送り出す病院と受け入れる施設が合同でカンファレンスを実施し、連携を図っている例（病院・施設）
- ・自宅への退院を支援するために、外部機関等と連携している例（病院）

6. 死亡時の遺体・遺品の引取り等に関すること

- ・死亡時の対応に苦慮
- ・事前に行政機関と打合せできないことがある・・・

- ・患者が亡くなった際に関係者がとる対応をあらかじめ整理している例（病院）
- ・住民が葬儀等の生前契約先の情報を市区町村に登録している例（市区町村）

7. 医療行為の同意に関すること

- ・本人の意思確認が困難な場合、判断に迷う。
- ・意思確認をするタイミングが上手く作れない・・・

- ・病院外の関係者（市職員、ケアマネジャー等）をカンファレンスに招き、本人に関する情報を収集している例（病院）
- ・住民がリビングウィル（注）の情報を市区町村に登録している例（市区町村）



（注）「治る見込みがなく、死期が近いときは、延命医療を拒否することをあらかじめ書面に記しておき、本人の意思を直接確かめられないときは、その書面に従って治療方針を決定する方法」（厚生労働省「終末期医療に関する調査結果について」（H22.12）から引用）

4

# 行政相談について ①

行政相談は、地域住民からの国の行政などへの苦情や意見・要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場から、必要な調査・あっせんなどを行い、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度・運営の改善に生かす仕組みです。

**医療保険・年金**



国民年金や厚生年金保険の被保険者の資格条件や受給額について教えてほしい。

**道路**



国道に危険箇所があるので、早く改修してほしい。

**交通機関**



バス停に路線図を掲示してほしい。

**相談窓口**



手続や申請をどこにしたらよいか分からないので教えてほしい。

まぐみみ埼玉



総務省行政相談センター

## ～行政相談窓口の愛称とマスコット～

- ◆ 総務省では、行政相談を国民に親しみやすく、気軽に利用してもらうため、行政相談窓口の愛称「まぐみみ」と、行政相談のマスコット「キクーン」を決定
- ◆ コンセプトは、＜地域社会に寄り添って一人ひとりの声を聞く＞

★相談無料・秘密厳守  
★関東管内で年間約19,500件の相談を受付（令和4年度）

行政相談の流れは、以下のとおりです。





# 行政相談について ②

## ～とある相談事例～

### 職場の経営者の対応に関する相談に応じてほしい！

飲食店でパートとして働いているが、

(a) 8時～15時まで昼食休憩もなく7時間働いて日額3,000円しかもらえない。

(b) 勤務日が予め決まっておらず、週末になると経営者から翌週の勤務日を一方的に示される。

(c) 賃金は日払いであり、給与支給明細書を要求しても出してくれない。

(d) 社会保険にも入れてもらえず、自分で国民健康保険、国民年金に加入せざるを得ない。

これらのことについて、労働基準監督署に相談したが、税務署や年金事務所が対応すべき問題であるとして、受け付けてもらえず困っている。



相談者

相談に応じて  
もらえない……

年金事務所や税務署  
に相談してください。



労働基準監督署

(c) 給与支給明細書を要求しても出してくれない。

→ **税務署** が対応する事柄



(d) 社会保険にも入れてもらえず、自分で国民健康保険、国民年金に加入せざるを得ない。

→ **年金事務所** が対応する事柄



(a) 8時から15時まで、昼食休憩もなく7時間働いて日額3,000円しかもらえない。

→ 1時間あたり約429円で、**最低賃金法**違反の可能性

(b) 勤務日が予め決まっておらず、週末になると経営者から翌週の勤務日を一方的に示される。

→ 使用者は、契約の際、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならないとする**労働基準法**違反の可能性



**労働基準監督署**  
が対応するべき事柄



(a)・(b)については、当局から労働基準監督署で対応してほしい旨伝えた結果、同署もこの点を理解し、改めて相談者の相談に応じることになりました。

# 行政相談について ③

## ○ 行政苦情救済推進会議

当局に寄せられる行政相談の中には、複数の行政機関等にまたがるものや、現行の制度や運用では解決が難しい事案もあります。

そのような事案について、「関東管区行政評価局行政苦情救済推進会議」に付議し、公平な第三者である民間有識者（大学教授、弁護士、マスコミや経済団体関係者等）からの意見を踏まえてあっせんすることで、解決を図っています。

### ～実際の改善事例～

#### 国立大学の授業料の口座振替に対応できる金融機関の拡大

国立大学の授業料の納付方法は、口座振替が主流となっているところ、国立大学によっては、大学が指定した一部の金融機関以外での口座振替を認めていないところがあるため、口座振替に対応できる金融機関を拡大してほしい。



学生

どちらの銀行口座も持っていない…

ゆうちょ銀行と〇〇銀行のみ口座振替に対応しています。



国立大学

### 制度

・国立大学の授業料の徴収方法及び徴収額については、文部科学省令において規定されているが、学生からの納付方法についての定めはなく、**各国立大学が独自に定めている。**

### 当局の調査結果

・関東管区行政評価局管内の1都9県の24国立大学における授業料の納付方法を調査したところ、24大学全てにおいて授業料の口座振替が行われている。  
・このうち、20大学では、ゆうちょ銀行を含むほとんどの金融機関で口座振替が行われている。  
・しかし、4大学では、地元金融機関がメインバンクであることなどを理由として、**口座振替のできる金融機関を、ゆうちょ銀行のほか、特定の金融機関に限定している。**

### 行政苦情救済推進会議の意見

・どんな銀行でも口座振替を認めるべきではないか。家の近くの銀行であれば便利である。  
・推奨事例※を参考として、他大学でも口座振替を利用可能な金融機関を拡大するべきではないか。

※ 山梨大学では、平成25年に文部科学省から全ての国立大学法人の財務担当理事に対して発出された通知を受け、ほとんどの金融機関から口座振替を行うことができる措置を講じている。



行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ、**4国立大学にあっせんしました。**

### あっせんの内容

・ゆうちょ銀行以外に口座振替ができる金融機関を特定の金融機関等に限定している4国立大学法人は、口座振替ができる金融機関の拡大を図ること



**4国立大学から、翌年度中に対応を行う旨の回答を受領しました。**



# 行政相談について ④

行政相談委員や関係機関との協働により、次のような行政相談行事を開催しています。

## 1. 一日合同行政相談所

公共施設や商業施設などにおいて、国の行政機関、地方公共団体、士業団体等が一堂に会してワンストップで相談を受け付ける相談所を開催



## 2. 行政相談広報活動

地域行事や商業施設などにおいて、広報用物品の配布やパネルの展示を行い、行政相談制度についてPR



## 3. 行政相談出前教室

小学校、中学校、高校、大学などに出向いて、行政の役割や行政相談による改善事例など、行政相談についての授業を実施



# 関東管区行政評価局での働き方

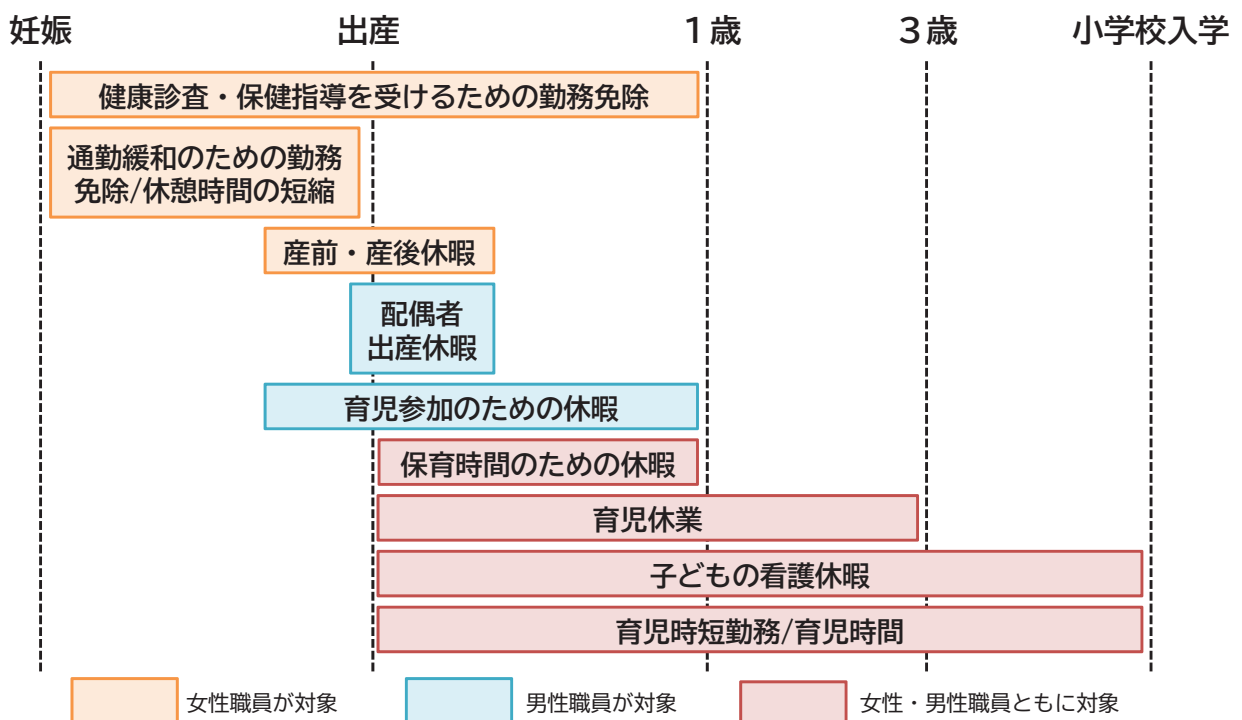
採用初年度は、全員、関東管区行政評価局（埼玉県さいたま市）での勤務となります。一年間で行政運営改善調査と行政相談の両方の部署に配属され、先輩職員の指導を受けながら、業務を行います。



2年目以降は、管内の行政評価事務所・行政監視行政相談センターに異動し、行政運営改善調査又は行政相談などの業務を担当します。特定の業務を専門的に担当するのではなく、どちらの部署にも配属されます。また、勤務成績や希望などによっては、総務省本省（他部局含む）などで勤務することもあります。基本的に、2～3年のサイクルで異動を繰り返しつつ、当局職員としてのキャリアを積んでいきます。

## ○ 仕事と家庭の両立支援制度

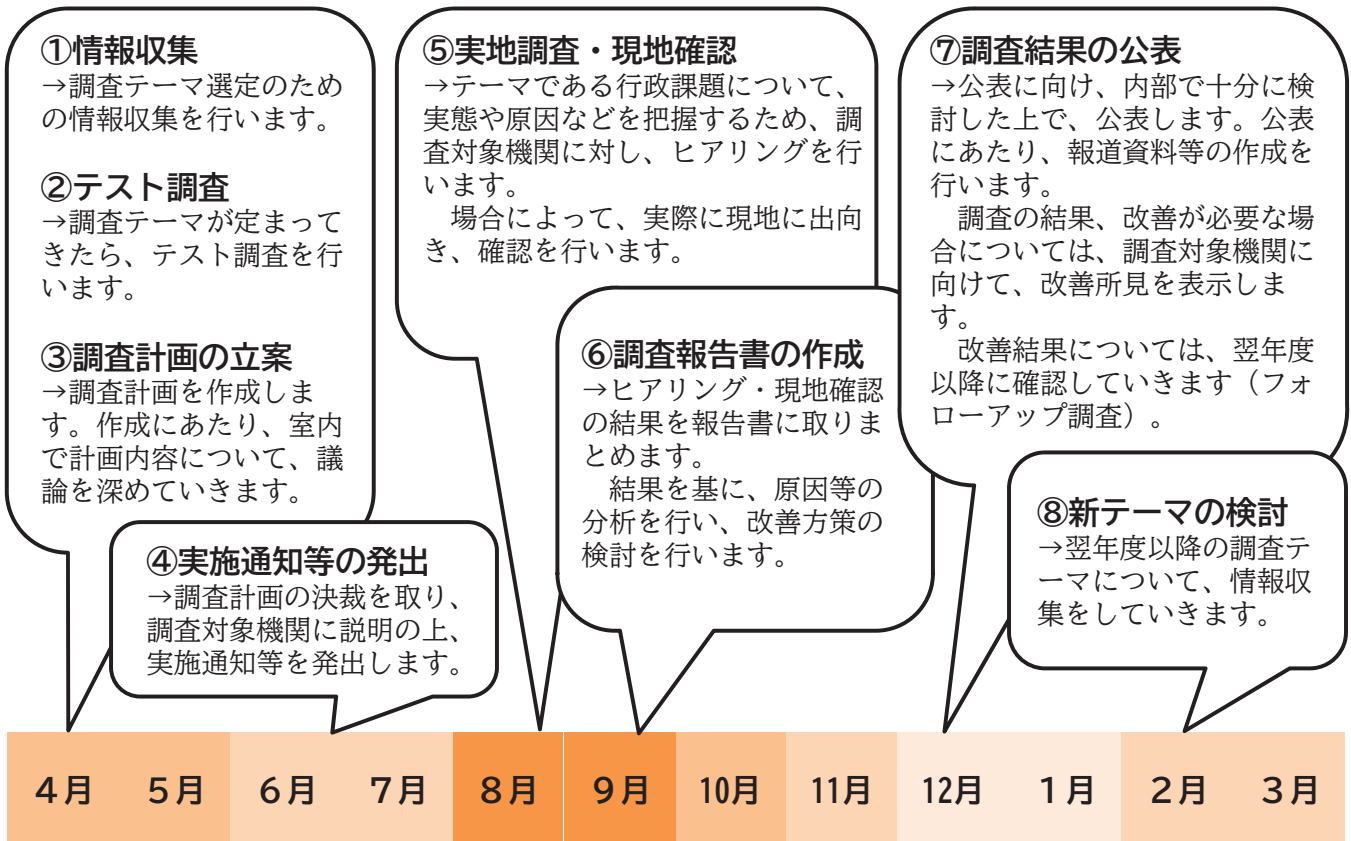
女性職員については、産前・産後休暇の取得制度があります。育児休業は、男性職員を含め、子どもが3歳になるまで取得することができます。これらの制度を活用して、当局では、子育てをしている職員が多くいます。また、親や家族の介護の必要がある場合、介護休暇などを取得できます。





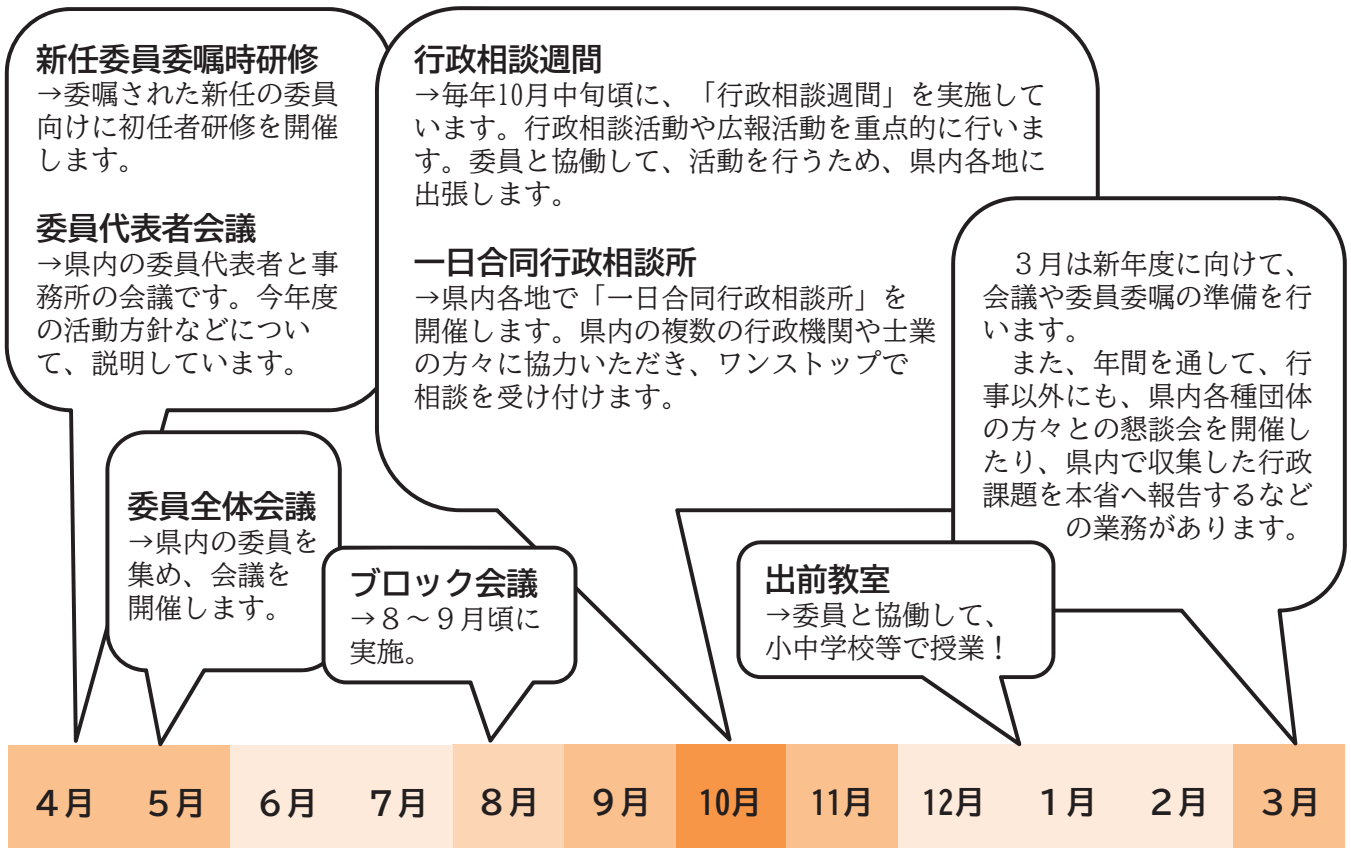
## ○ 評価監視官室の1年間（地域計画調査を行うケース）

※ 実際は、関係機関や調査テーマの内容を踏まえ、1年間という期間にとらわれず随時実施しています。



## ○ ある県の行政評価事務所行政相談課の1年間

※ 行政相談委員を「委員」と表記しています。



# 採用に関するQ&A

**Q** 採用実績を教えてください。

**A** 当局における、令和5年度の採用者数は4人となっています。過年度の一般職（大卒程度）試験合格者の採用状況は、以下のとおりです。

採用年度	H30	H31	R2	R3	R4	R5
採用者数	6人	5人	2人	4人	5人	4人

**Q** 関東管区行政評価局には、どのような人が向いていますか？

**A** 当局の業務上、多くの行政課題に向き合っていく必要があります。また、実地調査では関係機関の方へヒアリングを行ったり、行政相談では相談者から相談を受け付けたりします。そのため、好奇心の強い方や聞き上手な方は、それが強みになると思います。

**Q** 採用はどのように決定するのですか？

**A** 採用担当者と、採用を希望する方(志望者)との面談を積み重ねて、志望者の長所、意欲(やる気)、将来性などを総合的に判断して決定します。

面談による人物本位の選考を行いますので、積極的に官庁訪問をしていただき、あなたの魅力をアピールしてください。

**Q** 福利厚生等はどうなっていますか？

**A** 総務省(関東管区行政評価局)に採用されると、総務省共済組合に加入することとなり、医療給付等を受けることができます。また、全国各地にある共済施設が利用できます。さらに、住宅資金の貸付制度もあります。

**Q** 採用後には、スキルアップのための研修はありますか？

**A** 採用時に、総務省全体の新規採用職員研修があり、その後、関東管区行政評価局独自の新規採用職員研修があります。

また、関東管区行政評価局では、新規採用職員を対象とした研修だけでなく、職員の能力向上のため、様々な研修を実施しています。

その他、総務省本省や人事院などが開催する研修などに参加する機会もあります。



(職員一般教養研修(外部講師による講演))



(若手職員業務研修(グループ討議))



## Q 車の運転ができなければいけませんか？

A 特に、行政評価事務所及び行政監視行政相談センターでは、行政相談の現地確認を行うために、職員が官用車を運転する場合があります。ただ、必ずしも運転する必要は無く、公共交通機関を駆使して、現地確認を行う職員もいます。

## Q ワークライフバランスの取組について教えてください。

A テレワーク(在宅勤務)やフレックスタイム制を推進するなど、職員の多様な働き方の実現に取り組んでいます。

テレワークでは、貸与されたパソコンを持ち帰るなどして、自宅で実施します。部署や季節によりますが、令和4年度には、職員1人あたり平均して週1回以上、テレワーク勤務を実施していました。

## Q 転勤する時は、必ず引越をしなければいけませんか？

A 関東管区内を転勤する場合は、必ずしも引越する必要はありません。新幹線や特急を利用して、通勤している職員もいます。

また、転勤に伴い引越をする場合、引越費用として赴任旅費(移転料)が支給されるほか、赴任先でアパートなどを借りる場合には、28,000円を限度に住居手当が支給されます。そのほか、公務員宿舎(いわゆる、官舎)に入居することも可能です。

## Q 休日・休暇の制度はどうなっていますか？

A 土曜・日曜・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)の休日の他、年次休暇(年20日/ただし4月1日採用者は採用年のみ15日/残日数は20日を限度に繰り越し)、特別休暇(夏季休暇、結婚休暇、忌引休暇、産前産後休暇等)を取得することができます。

ちなみに、令和4年の当局職員(管理職含む)は、年次休暇だけで、年間平均約15日取得していました。

## Q 職場の雰囲気はどうですか？

A 若手職員が上司や先輩職員と自由に意見を交わすことができる風通しの良い職場です。ぜひ当局独自の業務説明会(6～8月)・関東地区官庁オープンツアー(例年3月)等に参加いただき、このような職場の雰囲気を感じ取ってください。

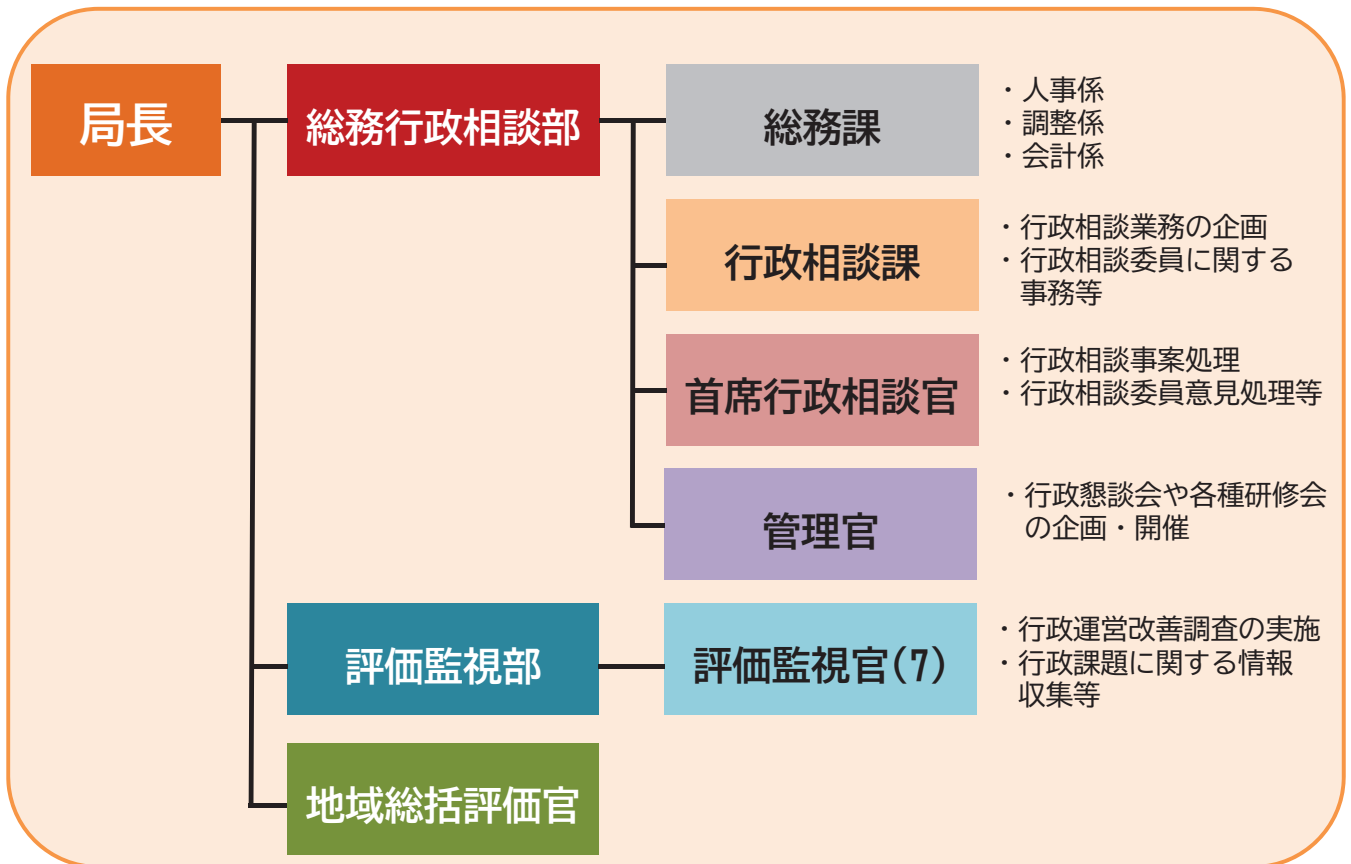


(首席行政相談官室・執務室)

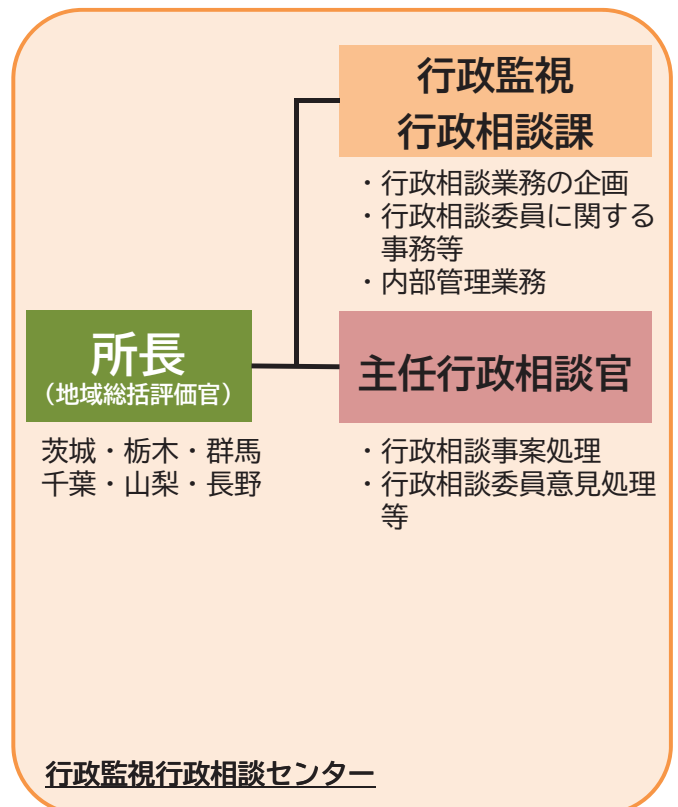
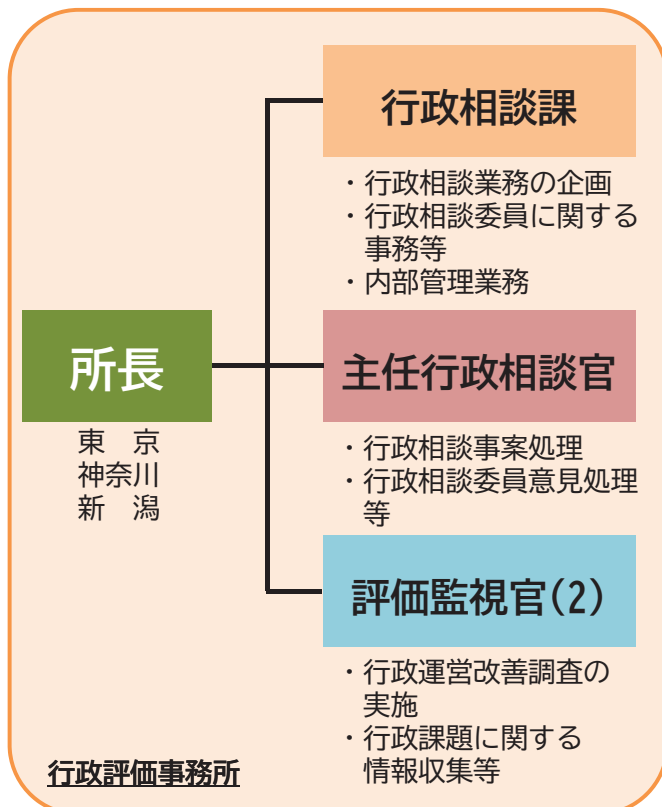


(評価監視部・執務室)

## ○ 関東管区行政評価局組織図

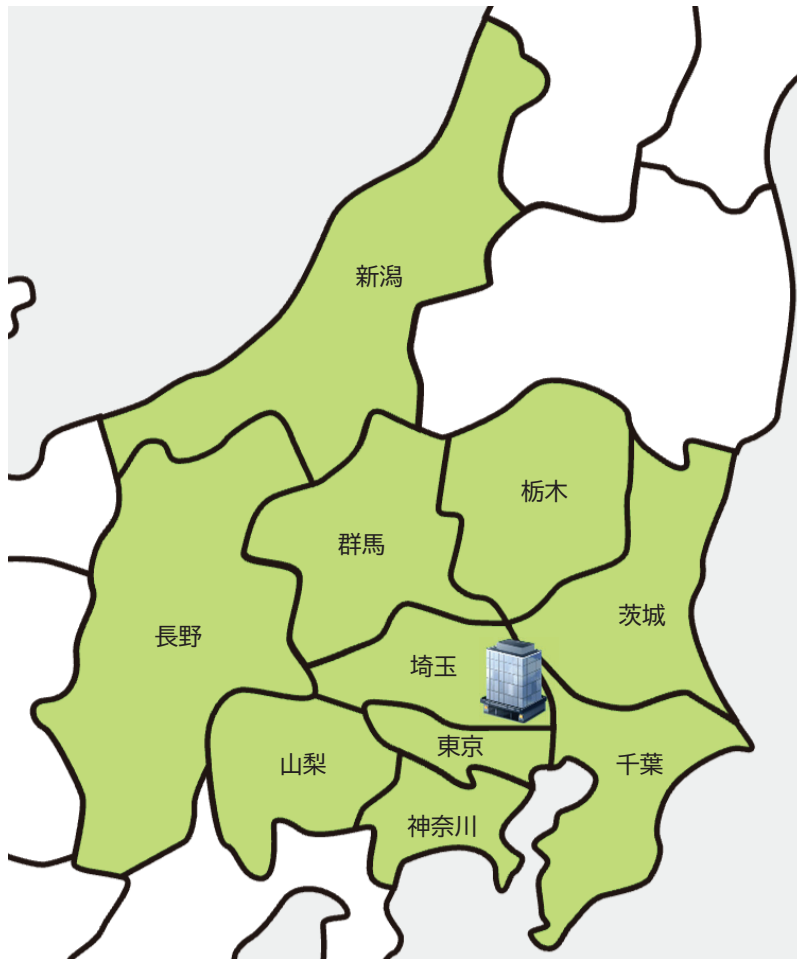


## ○ 行政評価事務所・行政監視行政相談センター組織図





○ 管轄区域



○ ご当地キクーン



群馬



千葉



東京

# 採用スケジュールのご案内

時期	内容
6～7月初旬	業務説明会（オンライン・対面）・座談会（それぞれ複数回実施）
7月5日(水)	官庁訪問予約開始
7月6日(木)	一般職各府省合同業務説明会（人事院主催）
7月7日(金)～	官庁訪問（第1期）
7月中旬	業務説明会（オンライン）・座談会（それぞれ複数回実施）
7月31日(月)～	官庁訪問（第2期）
8月15日(火)	最終合格発表
3月（予定）	関東地区官庁オープンツアー（R6年度採用向け）

※ 詳細については、関東管区行政評価局ホームページ内の採用情報  
<https://www.soumu.go.jp/kanku/kanto/000086434.html>にてご確認ください。



（関東管区行政評価局業務説明会の様子）

## 採用に関するお問い合わせ先

総務省 関東管区行政評価局  
 総務行政相談部 総務課  
 人事係

〒330-9717  
 埼玉県さいたま市中央区新都心  
 1-1 さいたま新都心合同庁舎  
 1号館19階

電話番号：048-600-2300（代表）

メールアドレス：  
[kanto.saivou@soumu.go.jp](mailto:kanto.saivou@soumu.go.jp)

当局ホームページ：  
<https://www.soumu.go.jp/kanku/kanto.html>

Twitterアカウント：  
 総務省 関東管区行政評価局（採用情報）  
 @MIC.knt\_recruit

右のQRコードから  
 検索してください！



アクセス：  
 JR京浜東北線・高崎線・宇都宮線 「さいたま新都心駅」より徒歩約4分  
 JR埼京線 「北与野駅」より徒歩約9分